

個別施設計画様式

策定年月日

R3.3.15

1 対象施設・施設概要

施設情報

施設名称	青少年の森	所管所属名称	自然保護課
------	-------	--------	-------

公共施設等総合管理方針施設分類

大分類	公共用施設	中分類	自然レクリエーション施設	小分類	森林施設等
-----	-------	-----	--------------	-----	-------

主要建物概要

構造	鉄筋コンクリート	用途	その他公共用施設	建築日	S51.3.25
経過年数	45	耐用年数	50	目標使用年数	65
運営方式	指定管理	管理者名称	宮城県森林インストラクター協会	全延床面積(m ²)	997
所在地	宮城郡利府町神谷沢字菅野沢41				

2 計画期間

令和3年から令和13年までの11年間とする

3 点検・診断によって得られた個別施設の状態

別添「保全点検結果報告書」のとおり

4 当該施設の必要性

設置根拠規定等	県民の森等の設置及び管理に関する条例 平成元年二月二十八日 宮城県条例第二十二号	必要性の有無	有
業務内容	森林レクリエーションや野外活動を通じて、森林の公益的機能についての理解を促し、自然保護思想の普及啓発を図る。		
必要性の判断理由	森林散策、学校行事利用、クラフト体験等年齢を問わずさまざまな活動や体験ができる施設であり、年間約25万人もの利用者がいるため施設の必要性は高い。		

5 施設ごとの今後の対策

管理に関する基本的な考え方を踏まえた施設の管理方針	不特定多数の方が利用する森林レクリエーション施設であり、適正な維持管理が必要であることから、今後も適切な維持管理に努める。 施設等の増改築、改造、その他の現状変更については、県が費用と責任において実施するもので、指定管理者の必要により現状変更しようとするときは、県の承諾を得た上で指定管理者の負担としている。 当該施設の設置目的の達成に必要な機能を維持するために必要な施設等の修繕は県が自己の責任と費用において実施するものとしている。 施設等の修繕のうち小規模のものについては指定管理者がその責任と費用において実施する。
施設間・対策間の優先順位の判断内容	1号展示館及び2号展示館は昭和50年度、森林学習館は昭和51年度、もりの学び舎は平成7年度に完成した施設となっており、これまでに開閉器盤装置の改修を行っている。これらの施設は県有施設保全点検を定期的の実施し計画的に修繕・更新する。その他の展示住宅や資材保管庫等は指定管理者による日常の点検結果を基に計画的に修繕・更新を行う。

6 対策内容、時期

別添「短期保全計画表」のとおり

施設情報詳細(棟情報一覧)

[illegible]

様式2 短期保全計画表【青少年の森】

[illegible]

県有建築物保全点検結果報告書

施設名称: 青少年の森 建物棟名称: 森林学習館

所在地: 宮城郡利府町神谷沢菅野沢41

①用途: 博物館 ②延べ面積 218 m² ③階数: 地上1階 ④構造: RC造 ⑤竣工年度 昭和 51 年度

項目	指摘事項(不具合内容, 関係法令)及び対策等	
1 - 敷地及び地盤	(指摘項目)	判定
		—
	(対策等)	
2 - 建築物の外部	(指摘項目)	判定
		A
	(対策等)	
3 - 屋上及び屋根	(指摘項目)	判定
	パラペットのアスファルト砂付きルーフィングが一部落下しています。	C
	落下のおそれがあるため、計画的な改修を行う必要があります。	
4 - 建築物の内部	(指摘項目)	判定
		A
	(対策等)	
5 - 避難施設等	(指摘項目)	判定
		A
	(対策等)	
6 - その他	(指摘項目)	判定
		—
	(対策等)	
特記事項		

※ 判定欄には、建築基準法上の支障の有無について、以下の指標により記入願います。

- A 「指摘なし」: 支障なし B 「要注意」: 経過観察が必要
C 「要計画改修」: 長寿命化の観点から計画的な対策が必要
D 「要是正」: ・危険防止の観点から早急な対策が必要
・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

点検実施日: 令和7年10月16日

点検者職氏名	仙台土木事務所 技術副参事兼総括次長 岩崎力久(一級建築士) 技術主査 齋藤 晋佑
立会者職氏名	環境生活部自然保護課 みどり保全班 技術主幹(副班長) 佐藤隆二

3



判定等	施設名称	建物棟名称	判定
	青少年の森	森林学習館	C

パラペットのアスファルト砂付きルーフィングが一部落下しています。
落下のおそれがあるため、計画的な改修を行う必要があります。

判定等	施設名称	建物棟名称	判定
	青少年の森	森林学習館	

県有建築物保全点検調査結果票（チェックリスト）

〔 建築物 〕

施設名称：青少年の森

建物棟名称：森林学習館

所在地：宮城県利府町神谷沢菅野沢41

①用途：博物館 ②延べ面積：218㎡ ③階数：地上1階 ④構造：RC造 ⑤竣工年度：昭和51年度

当該建築物の調査者		資 格 名 及 び 氏 名
	代表となる調査者	仙台土木事務所 技術副参事兼総括次長 岩崎力久(一級建築士)
	その他の調査者	技術主査 齋藤 晋佑

番号	調 査 項 目		調査結果（該当箇所○印）				備 考
			指摘無	要注意	要計画修繕	要是正	
			A	B	C	D	
1	敷地及び地盤						
(7)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況					
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況					
2	建築物の外部						
(2)	基礎	基礎の劣化及び損傷の状況	○				
(4)	土台 (木造に限る)	土台の劣化及び損傷の状況					
(6)	外 壁	躯体等	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)			組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)			補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)			鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況	○			
(11)	外 壁	外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況	○			
(12)			乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(13)			金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(14)			コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(15)		窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況	○			
(17)		外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況				
(18)			支持部分等の劣化及び損傷の状況				

番号	調 査 項 目		調査結果（該当箇所○印）				備 考
			指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正	
			A	B	C	D	
3 屋上及び屋根							
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況					
(2)	屋上周り (屋上面を除く。)	パラペットの立上り面の劣化及び損傷の状況					
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況					
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況					
(5)		排水溝（ドレインを含む。）の劣化及び損傷の状況					
(7)	屋根 (屋上面を除く。)	屋根の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況			○		パラペットのアスファルト砂付きルーフィングが一部落下しています。
(8)	機器及び工作物 (冷却塔設備、広告塔等)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況					
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況					
4 建築物の内部							
(5)	防火区画	防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況				
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	○			
(12)		耐火構造の壁又は準耐火構造の壁 (防火区画を構成する壁に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況				
(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況				
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	○			
(21)		耐火構造の床又は準耐火構造の床 (防火区画を構成する床に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況				

番号	調 査 項 目		調査結果（該当箇所○印）				備 考
			指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正	
			A	B	C	D	
(24)	天井	令第128の5条各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	○				
(25)		特定天井					
(29)'		防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸（令第112条第19項第二号に掲げる戸に限る。）					
(31)		常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸（以下「常閉防火設備等」という。）の本体及び枠の劣化及び損傷の状況					
(33)	照明器具、懸垂物等		○				
(35)	警報設備						
(37)	スプリンクラー設備	令和6年国土交通省告示第284号第1第一号又は第二号に規定するスプリンクラー設備					
(39)	居室の彩光及び換気						
(43)		吹付け石綿等の劣化の状況					
(45)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況					
5 避難施設等							
(3)	廊下						
(5)	出入口						
(8)		避難上有効なバルコニー					
(9)		物品の放置の状況					
(14)	階段	階段					
(15)		階段各部の劣化及び損傷の状況					
(22)		特別避難階段					
(24)	排煙設備等	防煙壁					
—		排煙設備					
(32)	その他の設備等	非常用エレベーター					
—		非常用の照明装置					

番号		調 査 項 目		調 査 結 果（該当箇所○印）				備 考
				指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正	
6 その他								
(1)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況					
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）					
(5)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況					
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況					
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					
(8)		令第138条第1項第一号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況					
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					

県有建築物保全点検結果報告書(機械)

調査年月日	令和7年10月16日	改修履歴 大規模改修工事等の 実施年度, 改修概要, 施工業者	H26.12 県民の森・青少年の森森林科学館改修工事
施設名称	青少年の森		屋外トイレ改修
棟名称	森林学習館		
調査者 (所属・職・氏名)	営繕課 施設保全班 技術主査 沼田直樹		
立会者	自然保護課 技術主幹 佐藤隆二		
竣工年度	昭和51年11月20日		
施工業者		空調方式	
		給水方式	水道直結方式

点検対象設備 (重要部位)		有無	設置 or 更新年度	経過 年数	不具合事象 (機能低下, 異音異臭, 腐食, 損傷, 発熱, 漏れ, 基準値外れ, 固定部不良)	判定	備考
空調設備							
熱源機器	ボイラー						
	温水発生機						
	冷温水発生機						
	冷凍機						
	温風炉						
冷却塔							
ポンプ(床置型)							
主要配管							
衛生設備							
受水槽							
高架水槽							
給湯ボイラー(中央式)							
揚水ポンプ(床置型)							
給水ポンプユニット							
主要配管		有	令和5年	2年	なし	A	
その他							

総括	支障ありません。
----	----------

その他の特記事項

- [判定]
- A 指摘なし: 支障なし
 - B 要注意: 経過観察が必要
 - C 要計画改修: 長寿命化の観点から計画的な対策が必要
 - D 要是正: 危険防止の観点から早急な対策が必要
 - ・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

県有建築物保全点検結果報告書

施設名称: 青少年の森 建物棟名称: もりの学び舎

所在地: 宮城郡利府町神谷沢菅野沢41

①用途: 博物館 ②延べ面積 297 m² ③階数: 地上1階 ④構造: 木造 ⑤竣工年度 平成 7 年度

項目	指摘事項(不具合内容, 関係法令)及び対策等	
1 - 敷地及び地盤	(指摘項目)	判定
		—
	(対策等)	
2 - 建築物の外部	(指摘項目)	判定
		A
	(対策等)	
3 - 屋上及び屋根	(指摘項目)	判定
	樋に一部排水不良が見られます。 ヒアリングによると、雨量によってはしたたる程度の雨漏りがあります。	B
	経過観察としますが、状況が悪くなるようであれば改修の検討が必要です。	
4 - 建築物の内部	(指摘項目)	判定
		A
	(対策等)	
5 - 避難施設等	(指摘項目)	判定
		A
	(対策等)	
6 - その他	(指摘項目)	判定
		—
	(対策等)	
特記事項		

※ 判定欄には、建築基準法上の支障の有無について、以下の指標により記入願います。

- A 「指摘なし」: 支障なし B 「要注意」: 経過観察が必要
C 「要計画改修」: 長寿命化の観点から計画的な対策が必要
D 「要是正」: ・危険防止の観点から早急な対策が必要
・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

点検実施日: 令和7年10月16日

点検者職氏名	仙台土木事務所 技術副参事兼総括次長 岩崎力久(一級建築士) 技術主査 齋藤 晋佑
立会者職氏名	環境生活部自然保護課 みどり保全班 技術主幹(副班長) 佐藤隆二

県有建築物保全点検調査結果票（チェックリスト）

〔 建築物 〕

施設名称：青少年の森

建物棟名称：もりの学び舎

所在地：宮城県利府町神谷沢菅野沢41

①用途：博物館 ②延べ面積：297㎡ ③階数：地上1階 ④構造：木造 ⑤竣工年度：平成7年度

当該建築物の調査者		資 格 名 及 び 氏 名
	代表となる調査者	仙台土木事務所 技術副参事兼総括次長 岩崎力久(一級建築士)
	その他の調査者	技術主査 齋藤 晋佑

番号	調 査 項 目		調査結果（該当箇所○印）				備 考
			指摘無	要注意	要計画修繕	要是正	
			A	B	C	D	
1	敷地及び地盤						
(7)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況					
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況					
2	建築物の外部						
(2)	基礎	基礎の劣化及び損傷の状況	○				
(4)	土台 (木造に限る)	土台の劣化及び損傷の状況	○				
(6)	外 壁	躯体等	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	○			
(7)			組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)			補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)			鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(11)	外 壁	外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(12)			乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況	○			
(13)			金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(14)		窓サッシ等	コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(15)			サッシ等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況	○			
(17)		外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況				
(18)			支持部分等の劣化及び損傷の状況				

番号	調 査 項 目		調査結果（該当箇所○印）				備 考
			指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正	
			A	B	C	D	
3 屋上及び屋根							
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況					
(2)	屋上周り (屋上面を除く。)	パラペットの立上り面の劣化及び損傷の状況					
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況					
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況					
(5)		排水溝（ドレインを含む。）の劣化及び損傷の状況					
(7)	屋根 (屋上面を除く。)	屋根の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況		○			雨量により滴る程度の雨漏り 雨樋に一部排水不良
(8)	機器及び工作物 (冷却塔設備、広告塔等)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況					
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況					
4 建築物の内部							
(5)	防火区画	防火区画の外周部分	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況				
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	○			
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(12)		耐火構造の壁又は準耐火構造の壁 (防火区画を構成する壁に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況				
(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況				
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	○			
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(21)		耐火構造の床又は準耐火構造の床 (防火区画を構成する床に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況				

番号	調 査 項 目		調査結果（該当箇所○印）				備 考	
			指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正		
			A	B	C	D		
(24)	天井	令第128の5条各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況					
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化および損傷の状況					
(29)'		防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸（令第112条第19項第二号に掲げる戸に限る。）	常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸（以下「常閉防火設備等」という。）の本体及び枠の劣化及び損傷の状況					
(31)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況					
(33)	照明器具、懸垂物等		照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	○				
(35)	警報設備		警報設備の劣化及び損傷の状況					
(37)	スプリンクラー設備	令和6年国土交通省告示第284号第1第一号又は第二号に規定するスプリンクラー設備	スプリンクラー設備の劣化及び損傷の状況					
(39)	居室の彩光及び換気		彩光の妨げとなる物品の放置の状況					
(43)		石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿等の劣化の状況					
(45)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況					
5 避難施設等								
(3)	廊下		物品の放置の状況					
(5)	出入口		物品の放置の状況					
(8)		避難上有効なバルコニー	手すり等の劣化及び損傷の状況					
(9)			物品の放置の状況					
(14)	階段	階段	物品の放置の状況					
(15)			階段各部の劣化及び損傷の状況					
(22)		特別避難階段	物品の放置の状況					
(24)	排煙設備等	防煙壁	防煙壁の劣化及び損傷の状況					
—		排煙設備	排煙設備の作動の状況	○				
(32)	その他の設備等	非常用エレベーター	物品の放置の状況					
—		非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	○				

番号		調 査 項 目		調 査 結 果（該当箇所○印）				備 考
				指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正	
6 その他								
(1)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況					
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）					
(5)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況					
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況					
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					
(8)		令第138条第1項第一号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況					
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					

県有建築物保全点検結果報告書

施設名称: 青少年の森

建物棟名称: 1号展示館(古民家)

所在地: 宮城郡利府町神谷沢菅野沢41

①用途: 博物館

②延べ面積: 142 m²

③階数: 地上1階

④構造: 木造

⑤竣工年度: 昭和 50 年度

項目	指摘事項(不具合内容, 関係法令)及び対策等	
1 - 敷地及び地盤	(指摘項目)	判定
		—
	(対策等)	
2 - 建築物の外部	(指摘項目)	判定
		A
	(対策等)	
3 - 屋上及び屋根	(指摘項目)	判定
		A
	(対策等)	
4 - 建築物の内部	(指摘項目)	判定
		A
	(対策等)	
5 - 避難施設等	(指摘項目)	判定
		A
	(対策等)	
6 - その他	(指摘項目)	判定
		—
	(対策等)	
特記事項		

※ 判定欄には、建築基準法上の支障の有無について、以下の指標により記入願います。
A「指摘なし」: 支障なし B「要注意」: 経過観察が必要
C「要計画改修」: 長寿命化の観点から計画的な対策が必要
D「要是正」: ・危険防止の観点から早急な対策が必要
 ・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

点検実施日: 令和7年10月16日

点検者職氏名	仙台土木事務所 技術副参事兼総括次長 岩崎力久(一級建築士) 技術主査 齋藤 晋佑
立会者職氏名	環境生活部自然保護課 みどり保全班 技術主幹(副班長) 佐藤隆二

県有建築物保全点検調査結果票（チェックリスト）

〔 建築物 〕

施設名称：青少年の森

建物棟名称：1号展示館（古民家）

所在地：宮城県利府町神谷沢菅野沢41

①用途：博物館 ②延べ面積：142㎡ ③階数：地上1階 ④構造：木造 ⑤竣工年度：昭和50年度

当該建築物の調査者		資 格 名 及 び 氏 名
	代表となる調査者	仙台土木事務所 技術副参事兼総括次長 岩崎力久(一級建築士)
	その他の調査者	技術主査 齋藤 晋佑

番号	調 査 項 目		調査結果（該当箇所○印）				備 考
			指摘無	要注意	要計画修繕	要是正	
			A	B	C	D	
1	敷地及び地盤						
(7)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況					
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況					
2	建築物の外部						
(2)	基礎	基礎の劣化及び損傷の状況	○				
(4)	土台 (木造に限る)	土台の劣化及び損傷の状況	○				
(6)	外 壁	躯体等	○				
(7)							
(8)							
(9)							
(10)							
(11)	外 壁	外装仕上げ材等					
(12)							
(13)							
(14)		窓サッシ等					
(15)			○				
(17)		外壁に緊結された広告板、空調室外機等					
(18)							

番号	調 査 項 目		調査結果（該当箇所○印）				備 考
			指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正	
			A	B	C	D	
3 屋上及び屋根							
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況					
(2)	屋上周り (屋上面を除く。)	パラペットの立上り面の劣化及び損傷の状況					
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況					
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況					
(5)		排水溝（ドレインを含む。）の劣化及び損傷の状況					
(7)	屋根 (屋上面を除く。)	屋根の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況	○				
(8)	機器及び工作物 (冷却塔設備、広告塔等)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況					
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況					
4 建築物の内部							
(5)	防火区画	防火区画の外周部分	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況				
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	○			
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(12)		耐火構造の壁又は準耐火構造の壁 (防火区画を構成する壁に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況				
(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況				
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	○			
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(21)		耐火構造の床又は準耐火構造の床 (防火区画を構成する床に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況				

番号	調 査 項 目		調査結果（該当箇所○印）				備 考
			指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正	
			A	B	C	D	
(24)	天井	令第128の5条各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況				
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化および損傷の状況				
(29)'		防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸（令第112条第19項第二号に掲げる戸に限る。）	常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸（以下「常閉防火設備等」という。）の本体及び枠の劣化及び損傷の状況				
(31)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況				
(33)	照明器具、懸垂物等		照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	○			
(35)	警報設備		警報設備の劣化及び損傷の状況				
(37)	スプリンクラー設備	令和6年国土交通省告示第284号第1第一号又は第二号に規定するスプリンクラー設備	スプリンクラー設備の劣化及び損傷の状況				
(39)	居室の彩光及び換気		彩光の妨げとなる物品の放置の状況				
(43)		石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿等の劣化の状況				
(45)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況				
5 避難施設等							
(3)	廊下		物品の放置の状況				
(5)	出入口		物品の放置の状況				
(8)		避難上有効なバルコニー	手すり等の劣化及び損傷の状況				
(9)			物品の放置の状況				
(14)	階段	階段	物品の放置の状況				
(15)			階段各部の劣化及び損傷の状況				
(22)		特別避難階段	物品の放置の状況				
(24)	排煙設備等	防煙壁	防煙壁の劣化及び損傷の状況				
—		排煙設備	排煙設備の作動の状況	○			
(32)	その他の設備等	非常用エレベーター	物品の放置の状況				
—		非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況				

番号		調 査 項 目		調 査 結 果（該当箇所○印）				備 考
				指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正	
6 その他								
(1)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況					
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）					
(5)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況					
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況					
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					
(8)		令第138条第1項第一号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況					
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					

県有建築物保全点検結果報告書

施設名称: 青少年の森

建物棟名称: 2号展示館(洋館)

所在地: 宮城郡利府町神谷菅野沢41

①用途: 博物館

②延べ面積: 191 m²

③階数: 地上1階

④構造: 木造

⑤竣工年度: 昭和 50 年度

項目	指摘事項(不具合内容, 関係法令)及び対策等	
1 - 敷地及び地盤	(指摘項目)	判定
		—
	(対策等)	
2 - 建築物の外部	(指摘項目)	判定
	窓枠と壁に一部破損している箇所が確認できます。	B
	(対策等) 予定されている改修工事の中で、全面的に確認・改修することが望ましいです。	
3 - 屋上及び屋根	(指摘項目)	判定
	ヒアリングによると一部屋根材の落下が見られます。(C) また、雨樋に植物が繁茂しています。(B)	C
	(対策等) 予定されている改修工事の中で、全面的に確認・改修することが望ましいです。 雨樋の清掃を定期的に行ってください。	
4 - 建築物の内部	(指摘項目)	判定
		A
	(対策等)	
5 - 避難施設等	(指摘項目)	判定
		A
	(対策等)	
6 - その他	(指摘項目)	判定
		—
	(対策等)	
特記事項		

※ 判定欄には、建築基準法上の支障の有無について、以下の指標により記入願います。
A「指摘なし」: 支障なし B「要注意」: 経過観察が必要
C「要計画改修」: 長寿命化の観点から計画的な対策が必要
D「要是正」: ・危険防止の観点から早急な対策が必要
 ・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

点検実施日: 令和7年10月16日

点検者職氏名	仙台土木事務所 技術副参事兼総括次長 岩崎力久(一級建築士) 技術主査 齋藤 晋佑
立会者職氏名	環境生活部自然保護課 みどり保全班 技術主幹(副班長) 佐藤隆二



判定等	施設名称	建物棟名称	判定	ヒアリングによると一部屋根材の落下が見られます。(C) また、雨樋に植物が繁茂しています。(B) 予定されている改修工事の中で、全面的に確認・改修することが望ましいです。 雨樋の清掃を定期的に行ってください。
	青少年の森	2号展示館 (洋館)	C	

判定等	施設名称	建物棟名称	判定
	青少年の森	2号展示館 (洋館)	

県有建築物保全点検調査結果票（チェックリスト）

〔 建築物 〕

施設名称：青少年の森

建物棟名称：2号展示館（洋館）

所在地：宮城県利府町神谷沢菅野沢41

①用途：博物館 ②延べ面積：191㎡ ③階数：地上1階 ④構造：木造 ⑤竣工年度：昭和50年度

当該建築物の調査者		資 格 名 及 び 氏 名
	代表となる調査者	仙台土木事務所 技術副参事兼総括次長 岩崎力久(一級建築士)
	その他の調査者	技術主査 齋藤 晋佑

番号	調 査 項 目		調査結果（該当箇所○印）				備 考
			指摘無	要注意	要計画修繕	要是正	
			A	B	C	D	
1	敷地及び地盤						
(7)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況					
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況					
2	建築物の外部						
(2)	基礎	基礎の劣化及び損傷の状況	○				
(4)	土台 (木造に限る)	土台の劣化及び損傷の状況	○				
(6)	外 壁	躯体等	○				
(7)							
(8)							
(9)							
(10)							
(11)	外 壁	外装仕上げ材等					
(12)							
(13)							
(14)							
(15)		窓サッシ等		○			窓枠一部破損
(17)		外壁に緊結された広告板、空調室外機等					
(18)							

番号	調 査 項 目		調査結果（該当箇所○印）				備 考
			指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正	
			A	B	C	D	
3 屋上及び屋根							
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況					
(2)	屋上周り (屋上面を除く。)	パラペットの立上り面の劣化及び損傷の状況					
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況					
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況					
(5)		排水溝（ドレインを含む。）の劣化及び損傷の状況					
(7)	屋根 (屋上面を除く。)	屋根の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況			○		一部屋根材落下 (C)、雨樋に植物が繁茂 (B)
(8)	機器及び工作物 (冷却塔設備、広告塔等)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況					
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況					
4 建築物の内部							
(5)	防火区画	防火区画の外周部分	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況				
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	○			
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(12)	耐火構造の壁又は準耐火構造の壁 (防火区画を構成する壁に限る。)		部材の劣化及び損傷の状況				
(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況				
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	○			
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(21)		耐火構造の床又は準耐火構造の床 (防火区画を構成する床に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況				

番号	調 査 項 目		調査結果（該当箇所○印）				備 考		
			指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正			
			A	B	C	D			
(24)	天井	令第128の5条各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況						
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化および損傷の状況						
(29)'		防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸（令第112条第19項第二号に掲げる戸に限る。）	常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸（以下「常閉防火設備等」という。）の本体及び枠の劣化及び損傷の状況						
(31)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況						
(33)	照明器具、懸垂物等		照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	○					
(35)	警報設備		警報設備の劣化及び損傷の状況						
(37)	スプリンクラー設備	令和6年国土交通省告示第284号第1第一号又は第二号に規定するスプリンクラー設備	スプリンクラー設備の劣化及び損傷の状況						
(39)	居室の彩光及び換気		彩光の妨げとなる物品の放置の状況						
(43)		石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿等の劣化の状況						
(45)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況						
5 避難施設等									
(3)	廊下		物品の放置の状況						
(5)	出入口		物品の放置の状況						
(8)		避難上有効なバルコニー	手すり等の劣化及び損傷の状況						
(9)			物品の放置の状況						
(14)	階段	階段	物品の放置の状況						
(15)			階段各部の劣化及び損傷の状況						
(22)		特別避難階段	物品の放置の状況						
(24)	排煙設備等	防煙壁	防煙壁の劣化及び損傷の状況						
—		排煙設備	排煙設備の作動の状況	○					
(32)	その他の設備等	非常用エレベーター	物品の放置の状況						
—		非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況						

番 号			調 査 項 目		調 査 結 果（該当箇所○印）				備 考	
					指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正		
6 その他										
(1)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況							
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）							
(5)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況							
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況							
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況							
(8)		令第138条第1項第一号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況							
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況							